

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局の設置に関する規則

平成27年6月25日
内閣総理大臣決定
平成27年8月7日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「推進本部」という。)に係る事務を処理するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(組織)

第2条 事務局に、事務局長、総括調整統括官、企画・推進統括官、セキュリティ推進統括官、特命担当統括官、審議官、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、局務を掌理する。
- 3 総括調整統括官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 4 企画・推進統括官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する重要事項のうち基本方針の策定、ホストシティ・タウン構想及びバリアフリー化の推進等に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 5 セキュリティ推進統括官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する重要事項のうちテロ対策、サイバーセキュリティ対策、防災等に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 6 特命担当統括官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する重要事項のうち特定事項に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 7 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 8 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 9 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 10 事務局長及び局員は、非常勤とすることができる。

(サイバーセキュリティ連絡調整室)

第3条 事務局に、サイバーセキュリティ対策に関し、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等との連絡調整等を行うため、サイバーセキュリティ連絡調整室(以下「連絡調整室」という。)を置く。

- 2 連絡調整室に、室長を置く。
- 3 室長は、セキュリティ推進統括官をもって充てる。
- 4 室長は、連絡調整室の事務を掌理する。
- 5 連絡調整室には、事務局長が指名する局員が所属する。

(政策参与)

第4条 事務局に、政策参与を置くことができる。

- 2 政策参与は、命を受けて、事務局の所掌に係る専門的事項について意見を具申する。
- 3 政策参与は、非常勤とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月25日から実施する。
- 2 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置に関する規則（平成25年10月4日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年8月7日から実施する。